

# 第 2 0 回農業委員会総会議事録

平成 2 5 年 8 月 6 日（火）

射水市役所布目庁舎 301 号室

射 水 市 農 業 委 員 会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告
- 4 議 事

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 報告(報告第79号から第82号)  
日程第4 議事(議案第84号から第87号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 舟木 康眞

委員の定数 24名  
委員の現在数 24名

出 席 委 員 ( 2 3 人 )

1 番	石庭 文男	2 番	山崎 良吉
3 番	熊西 忠治	4 番	土合 正夫
5 番	中井 敏男	6 番	山下 隆之
7 番	横山 實	8 番	石井 寿男
9 番	前花 敏子	10 番	山崎 秋夫
11 番	永森 薫	12 番	三島 博
13 番	大松 治雄	14 番	舟木 康眞
15 番	杉森 雅弘	16 番	山本 久雄
17 番	水元 睦雄	18 番	前田 進
19 番	向井 隆一	20 番	山谷 孝芳
21 番	田中 智浩	23 番	橋爪 秀夫
24 番	永野 邦夫		

欠 席 委 員 ( 1 人 )

22 番 佐伯 洋作

## 議事日程

### 第1 議事録署名人の指名

#### 第2

報告第79号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について  
報告第80号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について  
報告第81号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願出について  
報告第82号 農地法第18条第6項の規定による通知等について

議案第84号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第85号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
議案第86号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第87号 農用地利用集積計画の決定について

### 事務のために出席した事務局職員

#### 射水市農業委員会事務局

事務局長 谷川 晃司 庶務係長 安元 啓二  
主任 田中 良仁

#### 射水市農林水産課

農政係長 福井 有希夫  
主任 青木 克憲

## 会議の概要

開会時刻 午後1時27分

### 議長(舟木会長)

ただいまから、第20回の射水市農業委員会総会を開会いたします。  
本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。

なお、会議規則第5条の規定により「22番 佐伯委員」より本総会を欠席する旨の届出がありました。

それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

### 議事録署名委員の指名

#### 議長(舟木会長)

それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長において「20番 山谷委員」「21番 田中委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第1を終わります。

## 会 期 の 決 定

議長（舟木会長）

それでは、日程第2の会期の決定について諮ります。  
本定例会の会期は、本日一日とすることに異議ありませんか。  
（「異議なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定します。  
以上で日程第2を終わります。

## 報 告

議長（舟木会長）

次に、日程第3 報告事項に入ります。

（報告第79号の説明）

議長（舟木会長）

それでは報告第79号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の  
受理についてを議題とします。  
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、案件に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。  
（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。  
各案件について、ご了知をお願いします。

（報告第80号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第80号農地法第5条第1項第6号の規定による届出の  
受理についてを議題とします。  
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、案件に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。  
案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

（報告第81号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第81号農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下げ願出についてを議題とします。  
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、案件に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。  
案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

（報告第82号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第82号農地法第18条第6項の規定による通知等についてを議題とします。  
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、案件に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認め、これにて質疑を終了いたします。  
各案件について、農地法第18条第6項の通知がありましたので、  
ご了知をお願いします。

議長（舟木会長）

次に日程第4 本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。  
各位には、慎重審議のうえ、適正な議決をお願いします。

（議案第84号説明・表決）

議長（舟木会長）

それでは、まず議案第84号 農地法第3条の規定による許可申請に  
ついてを議題としてお諮りします。  
それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案書の5ページをご覧ください。  
今回は5件ございます。

【議案第84号を議案書をもとに朗読】

今回申請のあった5件のうち、1番は贈与による所有権移転。  
2番は農地保有合理化事業による所有権移転。  
3番は譲渡人が離農されるための所有権移転。  
4番と5番は経営規模拡大を目的とした所有権移転です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。  
これより本議案について質疑に入ります。  
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

田中委員

農地保有合理化事業についてなんですが、農地の売買価格って誰が  
決めるのですか。また、特に基準額ってあるんですか。

事務局(安元)

売買価格はあくまでも当事者間で決めるものであり、譲渡人が提示した価格に対し、譲受人が合意して売買が成立する流れです。

あくまでも、公社は周辺の売買事例を参考に適正な価格で買い入れ、売り渡しが行われることになっています。

田中委員

わかりました。

もう一点、教えていただいていたいいですか。

この保有合理化事業って、どんなメリットがあるんですか。

事務局(安元)

主なメリットとして、公社に農地を売る側は譲渡所得税が特別控除されるほか、移転登記経費も公社が負担することになります。

また、公社から買う側は、不動産取得税の軽減措置や登録免許税の軽減措置があります。

田中委員

わかりました。

議長(舟木会長)

そのほか質問はありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

それでは、本議案を直ちに採決いたします。

議案第84号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

全員挙手です。

よって、議案第84号農地法第3条の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

(議案第85号説明・表決)

議長(舟木会長)

次に、議案第85号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案書 6 ページの議案第 8 5 号をご覧ください。  
今月の農地法第 4 条の許可申請は 1 件でございます。  
それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第 8 5 号を議案書をもとに朗読】

受付番号 1 番は農家住宅敷地への転用申請です。

議長(舟木会長)

事務局の説明が終わりました。  
それでは地域の委員の意見をお願いします。

土合委員

議案第 8 5 号の 1 番について説明します。

申請者は 地内で 9 反余りの農地を耕作し、農家の傍ら造園業を営んでおります。

今年の 4 月に申請者の父親が亡くなられ、相続手続きの準備をしていたところ、既存住宅地の一部が農地のままであることが判明いたしました。

原因は、先代が農地法に関する知識がないまま住宅を建築してしまったもので、今回このような状態を是正しようと、始末書を添えて申請をされたものです。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、地元自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

議長(舟木会長)

以上、地元委員より意見を述べていただきました。  
それでは、本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案第 8 5 号の 1 番について、説明させていただきます。

今回の申請地は、1 種農地と判断します。

1 種農地での転用は原則不許可となりますが、集落との接続要件並びに農家住宅としての要件も満たしており、始末書も添えられていることから、転用はやむを得ないと判断します。

議長(舟木会長)

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問はありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第85号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第85号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

（議案第86号 説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第86号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案書7ページの議案第86号をご覧ください。

今月の農地法第5条の許可申請は1件でございます。

それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第86号を議案書をもとに朗読】

受付番号1番は農機具格納庫への転用申請です。

以上です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。

これより地域の委員の意見を求めます。

1番について橋爪委員よりお願いします。

土合委員

議案第86号の1番について説明します。

譲受人は 地内の一部、約18ヘクタールの農地を耕作する農事組合法人です。

組合では現在、農作業場を所有していないため、所有する農業機械や資材を組合員宅の納屋などを利用して保管してします。

ところが、近年の農業機械の大型化により、個人所有の納屋では収用しきれない状況となっています。

これでは作業効率が悪いうえに、年間を通して組合員に迷惑をかけ続けることになることから、全体会で話し合った結果、集落の南側に広がる農地に面した今回の申請地に農機具格納庫を建てることにされました。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、地元自治会並びに土地改良区等の同意も得られております。  
以上です。

議長（舟木会長）

地元委員より意見を述べていただきました。  
それでは、本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案第86号の1番について、説明をさせていただきます。

申請地は10ヘクタール以上の広がりの中にある農地であり、これを1種農地と判断します。

1種農地での転用は原則不許可ですが、本件は転用目的が農業用施設であることから、問題ないと判断され、転用はやむを得ないと考えます。  
以上です。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第86号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第86号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

（議案第87号 説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第87号 農用地利用集積計画の決定についてを議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（青木）

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は1議案2件です。

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画（案）の内容を説明】  
以上、計画申請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の  
各要件を満たしています。  
以上です。

議長（舟木会長）

事務局より説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

質問なしと認め直ちに採決します。

議長（舟木会長）

それでは、質問なしと認め、直ちに採決します。  
議案第87号射水市農用地利用集積計画の決定について原案のとおり  
決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

挙手全員であります。  
よって、議案第87号射水市農用地利用集積計画の決定について原案  
のとおり決定することに可決されました。

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。  
委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたら  
れたことに感謝を申し上げます。  
以上をもって本日の第20回総会を閉会します。

午後3時より串田地内の新規就農者ヒーリースチュワート氏の  
圃場において、現地視察研修を実施した。  
参加26名（農業委員23名、事務局3名）

その他報告事項

次回開催場所と時刻について

総会開催日 平成25年9月6日(金)午後1時30分から  
射水市役所 布目庁舎301号会議室

議 長 舟 木 康 眞

署名委員 山 谷 孝 芳

署名委員 田 中 智 浩

第二十回農業委員会總會議事録

縦覧中

縦覧期間

自 平成二十五年八月十二日  
至 平成二十五年八月三十日